

令和2年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が
 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 154,000 千円
 ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,616,980 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他		
社会福祉	社会福祉総務費	122,745	4,367	23,200		9,488	85,690	
	障害者福祉費	621,705	444,169	1,500		17,548	158,488	
	福祉医療給付費	172,683	73,764			9,861	89,058	
	老人福祉費	135,381	77	21,300	20,197	9,351	84,456	
	児童福祉総務費	250,885	135,601		2,641	11,229	101,414	
	児童措置費	151,127	127,552			2,350	21,225	
	児童館費	52,482	18,958		2,439	3,099	27,986	
	保育園費	85,996	8,134		12,761	6,490	58,611	
社会保険	国民健康保険費	170,681	79,094			9,130	82,457	
	介護保険費	426,093	31,875			39,297	354,921	
	後期高齢者医療費	346,168	55,124		3,875	28,627	258,542	
保健衛生	予防費	67,881	3,472		1,507	6,270	56,632	
	母子保健費	13,153	379		132	1,260	11,382	
合計	2,616,980	982,566	46,000	43,552	154,000	1,390,862		

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。